

平成23年(ヨ)第29号

仮処分命令申立事件

債権者 A1 外13名

債務者 郡山市

## 証 拠 説 明 書 4

平成23年10月9日

福島地方裁判所郡山支部 御中

債務者代理人 弁護士 滝 田 三 良



同復代理人 弁護士 門 脇 真



同復代理人 弁護士 石 森 雄 一 郎



乙号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
19	報告書(写し)	H23.10.7	木村孝雄	震災を理由に区域外通学をしている児童生徒で、学校教育法施行令9条2項の協議が整っている人数が523名であること。
20	簡易型積算線量計 によるモニタリン	H23.9.21	文部科学省	債権者らの通う小中学校(番号に○付)において、屋外活動制

	グ実施結果（文部科学省HPより抜粋。写し）			限に従って教職員が行動した場合の1時間あたりの平均放射線量及び8月1日から同月31日までの積算線量
2 1	簡易型積算線量計によるモニタリング実施結果（文部科学省HPより抜粋。写し）	H23.9.1	文部科学省	債権者らの通う小中学校（番号に○付）において、屋外活動制限に従って教職員が行動した場合の1時間あたりの平均放射線量及び8月15日から同月28日までの積算線量。
2 2	「教育活動差し止め等仮処分申立対象校における積算線量」（写し）	H23.9.30	債務者郡山市	乙20, 21号証の1時間あたりの放射線量を基準値とし、学校滞在時間1日8時間、年間200日として計算した、学校滞在時間における年間推計被ばく放射線量
2 3	通学路放射線量マップ（写し）	H23.9月	債務者郡山市	債務者が、債権者らの小中学校ごとの通学路の放射線量マップを作成し公開していること
2 4	震災児童の動向調査のお知らせ（写し）	H23.8.29	債務者郡山市	・震災後により転出した児童数（計997名）及び転入した児童数（計578名）
2 5	報告書（写し）	H23.10.7	木村孝雄	・震災後転出した児童生徒のうち、郡山市に再び戻ってきた児童生徒数（計60名）

以上